



拜二小だより

～ かけはし ～

昭島市立拝島第二小学校
令和7年5月31日 No.3



6月は「東京都ふれあい(いじめ防止強化)月間」

校長 小川 広樹

木々の緑が日に日に濃さを増してまいりました。朝夕の涼しさと日中の暑さに負けず子供たちは元気に学校に通っています。保護者、地域の皆様には御健勝にてお過ごしのことと存じます。

東京都では、毎年6月、11月、2月を「ふれあい(いじめ防止強化)月間」とし、都内の全ての小・中学校で、いじめを未然に防止し、子供たちの健全育成を目指して取組を行っています。

(1) 目的

- ・ いじめの状況について総点検を行い、現状や取組の効果等を把握する。
- ・ いじめの未然防止、早期発見・早期対応等につながる具体的な取組を実施する。

(2) 主な取組

- ・ いじめ防止に関する授業
- ・ 児童・生徒向けアンケート調査
- ・ いじめに関する教職員研修

拝島第二小学校では、未然防止に重点を置き、温かい人間関係づくり、温かい学級・学年づくり、互いに尊重し合う人権尊重教育に力を注いでいるところです。

文部科学省によるいじめの定義とは次のとおりです。

いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成25年度から以下のとおり定義されている。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

文中には「当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とありますが、苦痛を感じていなくとも、「いじめ」に当たる行為は行われることがあります。当該児童本人には分からない状況でのSNSでのやり取りや、本人のいないところでの陰口などです。これらの行為もいじめであると捉えることができると考えています。

学年の児童の成長に合わせ、具体的な場面を想定し、道徳授業を初めとする道徳教育、学級活動など、あらゆる場面で、子供たちに考えさせ、指導しています。

御家庭でも、友人関係や学校、放課後等の状況について把握していただくとともに、子供との会話を大切に、温かい心を醸成できるよう御協力をお願いいたします。

おしらせ



の生活目標

「自分自身を大切にしよう」

「自分自身を大切にする」上で、「自分が大切にされている」という実感は大切なことです。そこで今月は、自分の周りにいる人たちが「自分のことを大切に思っている」ことに気付かせていきます。ぜひ、御家庭でも愛情を注ぎ、「あなたを大切に思っていますよ。だから、自分を大切にしていこうね。」という声かけをしてください。